

○ 総務省告示第二百四十一号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十七日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

各 出 発

別表第三十五 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法

一 一般事項

[1・2 略]

3 試験周波数と試験項目

終段部の入出力側に高・低調波防止用フィルタを挿入している申請設備における試験周波数の数は、原則として次のとおりとする。

(1) 試験周波数の数

証明を希望する周波数帯幅	試験周波数	証明に係る周波数帯
1 MHz以下	1波	1,800kHz～1,875kHz、1,907.5kHz～1,912.5kHz、3,500kHz～3,580kHz、3,599kHz～3,612kHz、3,662kHz～3,687kHz、3,702kHz～3,716kHz、3,745kHz～3,770kHz、3,791kHz～3,805kHz、4,630kHz、7,000kHz～7,200kHz、10,100kHz～10,150kHz、14,000kHz～14,350kHz、18,068kHz～18,168kHz、21,000kHz～21,450kHz、24,890kHz～24,990kHz
1 MHzを超え 2 MHz以下	2波	28MHz～29.7MHz、144MHz～146MHz
2 MHzを超えるもの	3波 (注)	50MHz～54MHz、430MHz～440MHz、1,260MHz～1,300MHz、2,400MHz～2,450MHz、5,650MHz～5,850MHz、10GHz～10.25GHz、10.45GHz～10.5GHz

(注) 試験機器の発射可能周波数が3波未満の場合は、全ての周波数で測定する。

(2) 試験周波数

[表略]

[ (注1) 略 ]

(注2) 上限の周波数は、各周波数帯において、試験機器の発射可能な周波数のうち、証明を希望する周波数帯の上端の周波数から、証明を希望する電波の型式の最大の占有周波数帯幅の許容値の1/2以上の周波数を減じたものうち最も高い周波数とする。

(注3) 下限の周波数は、各周波数帯において、試験機器の発射可能な周波数のうち、証

各 出 発

別表第三十五 [同左]

一 [同左]

[1・2 同左]

3 [同左]

[同左]

(1) [同左]

証明を希望する周波数帯幅	試験周波数	証明に係る周波数帯
1 MHz以下	1波	1.9MHz, 3.5MHz, 3.8MHz, 7MHz, 10MHz, 14MHz, 18MHz, 21MHz, 24MHz
1 MHzを超え2 MHz以下	2波	28MHz, 144MHz
2 MHzを超え50MHz以下	3波	50MHz, 430MHz, 1,200MHz, 2,400MHz

(注) 証明を希望する周波数帯幅が50MHzを超えるものは別に定める。

(2) [同左]

[表同左]

[ (注1) 同左 ]

(注2) 上限周波数は、証明を希望する周波数帯の上端の周波数から60kHzの周波数を減じた周波数とする。

(注3) 下限周波数は、証明を希望する周波数帯の下端の周波数に60kHzの周波数を加え

明を希望する周波数帯の下端の周波数に、証明を希望する電波の型式の最大の占有周波数帯幅の許容値の1/2以上の周波数を加えたもののうち最も低い周波数とする。

[4・5 略]

6 その他

[(1)・(2) 略]

(3) 本試験方法は以下の周波数、電波の型式の無線設備に適用する。

ア 周波数範囲 1,800kHz～10.5GHz

イ A1A、A2A、A2B、A2D、A3E、F1B、F1E、F1D、F2A、F2B、F2D、F3E、F3F、F7W、F8W、J3E、G1B、G1D、G1E

[ウ 略]

[4] 略]

[二・三 略]

四 占有周波数帯幅(1)

[1 略]

2 測定器の条件等

[(1)～(3) 略]

(4) スペクトル分析器は、その設定を次のようにする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の2～3.5倍
分解能帯域幅	占有周波数帯幅の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声信号による変調のとき5～10回。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	<u>サンプル又はRMS</u>

[(5) 略]

[3～5 略]

た周波数とする。

[4・5 同左]

6 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。

ア 周波数範囲 1,800kHz～2.450MHz

イ A1A、A2A、A2B、A2D、A3E、J3E、F1B、F1D、F7W、G1B、G1D、F2A、F2B、F2D、F3E、F1E、G1E

[ウ 同左]

[4] 同左]

[二・三 同左]

四 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) スペクトル分析器は、その設定を次のようにする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の2～3.5倍
分解能帯域幅	占有周波数帯幅の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声信号による変調のとき5～10回。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	<u>サンプル</u>

[(5) 同左]

[3～5 同左]

別表 各電波の型式の変調条件

[略]

電波の型式 \ 変調条件	変調信号源	標準変調度又は基準周波数偏移 (位)	占有周波数帯幅測定時の変調入力
[略]	[略]	[略]	[略]
F 3 E、F 1 E、G 1 E 1,260MHz以上の無線設備	擬似音声	通常の使用状態とする	最高変調周波数 (工事設計書に記載される値) 最大周波数偏移 (工事設計書に記載される値) となるレベル
F 3 F、F 8 W 1,260MHz以上の無線設備	内蔵又は専用の外付信号源	通常の使用状態とする	外部入力はT T L、R S - 2 32 C レベル又は通常の使用状態と同等とする。

五 占有周波数帯幅(2)

[1 略]

2 測定器の条件等

[(1)・(2) 略]

(3) スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	技術基準の3倍
分解能帯域幅	技術基準の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声変調のとき5~10回
検波モード	<u>サンプル又はRMS</u>

[4] 略]

[3~5 略]

別表 各電波型式の変調条件

[同左]

電波型式 \ 変調条件	変調信号源	標準変調度又は基準周波数偏移 (位)	占有周波数帯幅測定時の変調入力
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
F 3 E、F 1 E、G 1 E 1,260MHz以上の無線設備			最高変調周波数 (工事設計書に記載される値) 最大周波数偏移 (工事設計書に記載される値) となるレベル

五 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	技術基準の3倍
分解能帯域幅	技術基準の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声変調のとき5~10回
検波モード	<u>サンプル</u>

[4] 同左]

[3~5 同左]

[六～九 略]

十 副次的に発する電波等の限度

[1 略]

2 測定器の条件等

[(1) 略]

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	探索された副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	30MHz未満では10kHz、30MHz以上 1 GHz未満では100kHz、1 GHz以上では 1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	<u>サンプル又はRMS</u>

[3～6 略]

[六～九 同左]

十 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1) 同左]

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	探索された副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	30MHz未満では10kHz、30MHz以上 1 GHz未満では100kHz、1 GHz以上では 1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	<u>サンプル</u>

[3～6 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。